議案第64号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月12日

提出者 葛飾区長 青 木 克 德

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の改正を踏まえ、職員の給与に関する条例の適用対象を改めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和30年葛飾区条例第9号)の一部を次のように改正する。 第1条第2項を次のように改める。

- 2 次の各号に掲げる職員の給与に関する事項は、別に条例で定める。
 - (1) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に定める教育公務員(区立 幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭に限る。)
 - (2) 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(教育公務員特例法第 2条第1項に定める教育公務員のうち、区立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校 及び特別支援学校の講師を含む。)

第23条の見出し中「臨時職員」を「育児休業に伴う臨時的任用職員」に改め、同条第1項中「臨時的に任用される職員」を「育児休業法第6条第1項の規定により臨時的に任用される職員(常時勤務を要するものを除く。)」に改める。

第27条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の 規定により失職し」を削る。

第27条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。 第27条の4第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4 項の規定により失職し」を削る。

第27条の5に次の1項を加える。

3 第7条第2項から第6項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用しない。

別表第5備考第2項中「第2条」を「第2条第2項」に、「ホテル営業又は旅館営業」 を「旅館・ホテル営業」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第5備考第2項の改正規定 公布の日
 - (2) 第27条第1項、第27条の2第2号及び第27条の4第1項の改正規定 令和元年12月 14日

(経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の 適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)第44条の規 定による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「旧法」という。)第16 条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤 勉手当の支給については、改正後の第27条第1項、第27条の2第2号及び第27条の4第 1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。